

令和8年6月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

6 月 の 情 報 提 供

1. 求荷求車情報ネットワーク (WebKIT) 成約運賃指数(令和8年4月分)	・・・	1
2. 運行管理者試験のご案内	・・・	5
3. 「自動車運送事業の運行管理者表彰制度」のご案内について	・・・	7
4. 全ト協優秀運転者顕章候補者の推薦について	・・・	16
5. 助成金制度説明会のご案内	・・・	20
6. 乗務員講習会のご案内	・・・	22
7. 初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内	・・・	25
8. 不正改造車排除運動強化月間について	・・・	28
9. トラック運送業界における不正改造車排除運動実施要領	・・・	30
10. 今年も「ストレスチェック」を受けましょう	・・・	33
11. 陸災防香川県支部会員の皆様へ	・・・	35
12. 香川県トラック協会令和7年度事業報告書等の提供について	・・・	36

※地球環境に配慮したペーパーレス化を図るため冊子での発送を行っていません。

※申請書類や申込書等が必要な場合は、本書からプリントアウトしてご利用ください。

求荷求車情報ネットワーク (WebKIT) 成約運賃指数について
 (令和8年4月)

(公社) 全日本トラック協会と日本貨物運送協同組合連合会でとりまとめた、令和8年4月分の運賃指数の概要は以下のとおりです。

令和8年4月の運賃指数の概要

1. 令和8年4月の運賃指数は、前月比3ポイント減、前年同月比1ポイント増の138となった。
2. 4月末現在の求車登録件数は、147,903と前年同月比10,981増(8.0%増)となった。

1. 加入者数、成約件数

年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
加入者数 (ID数)	2,720	2,979	3,190	3,389	3,642	4,005	4,340	4,735	5,259
対象成約 件数	116,046	118,720	126,922	142,617	162,940	180,849	206,064	237,182	277,064

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
加入者数 (ID数)	5,694	6,062	6,401	6,551	6,396	6,544	6,653	6,697
対象成約 件数	288,956	272,250	289,573	292,118	290,891	289,610	289,502	24,665

※令和8年度は令和8年4月末現在(以下同様)

2. 荷物情報(求車)件数

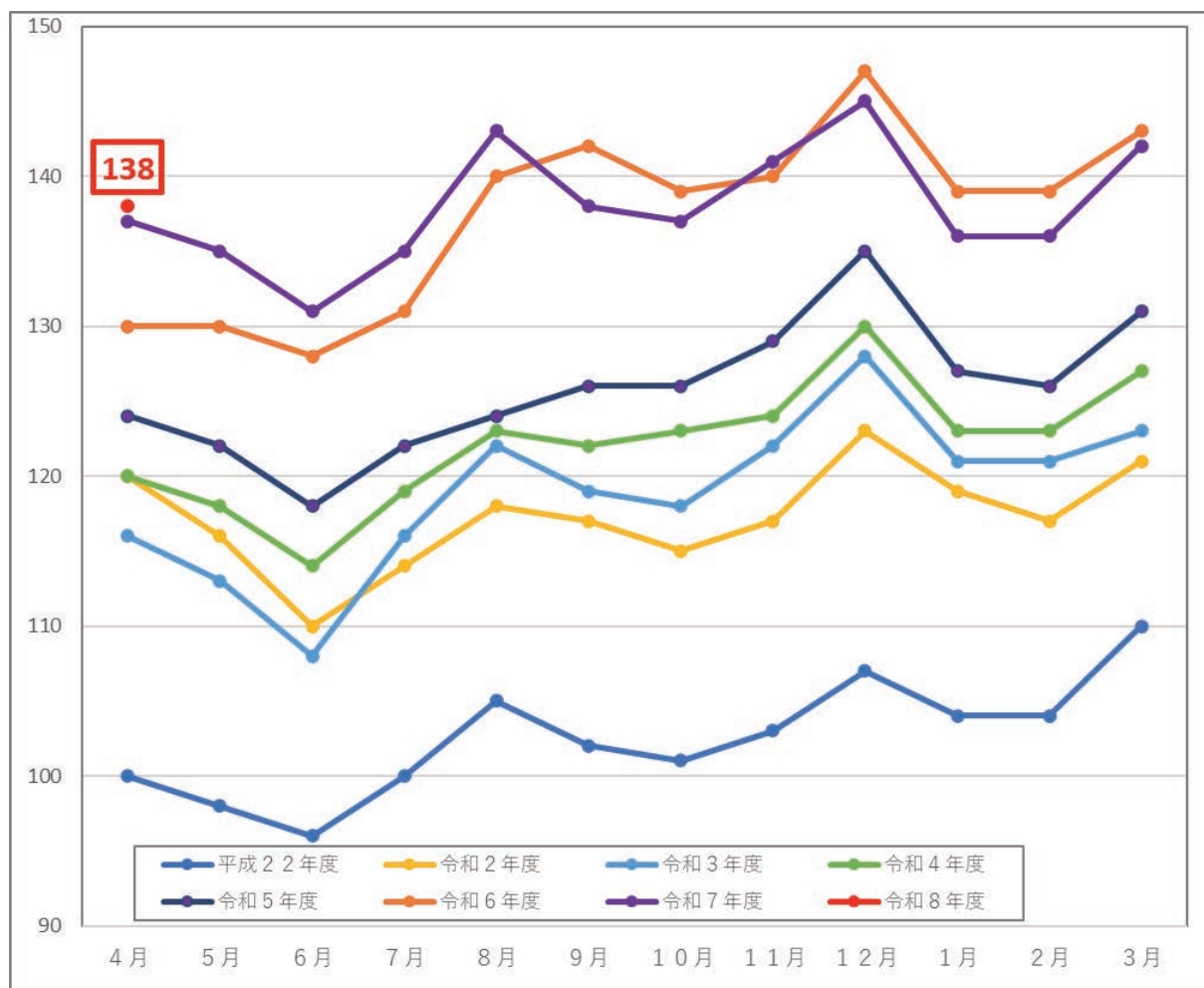
年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
登録件数	500,764	557,137	634,610	928,734	997,204	1,051,395	1,180,371	1,558,945	1,927,949

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
登録件数	1,431,478	914,565	1,351,844	1,644,732	1,708,272	1,916,456	1,659,296	147,903

荷物情報 (求車)	令和8年4月	前年同月比		前月比	
		増減数	増減率	増減数	増減率
登録件数	147,903	10,981	8.0%	-19,315	-11.6%
成約件数	24,514	-830	-3.3%	-1,574	-6.0%
成約率	16.6%	-1.9ポイント	—	1.0ポイント	—

3. 成約運賃指数(月別)の推移(平成22年4月を100とする)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成22年度	100	98	96	100	105	102	101	103	107	104	104	110
平成23年度	111	108	106	109	108	108	106	106	109	105	104	111
平成24年度	108	103	102	102	107	107	106	105	112	107	106	113
平成25年度	108	106	107	108	112	111	111	115	119	114	115	126
平成26年度	114	113	111	115	116	117	119	119	122	116	115	119
平成27年度	115	116	114	114	117	117	117	118	121	115	113	117
平成28年度	116	115	111	111	116	115	114	115	121	113	114	120
平成29年度	115	114	112	113	118	119	118	122	127	119	122	126
平成30年度	121	118	118	123	130	136	133	131	137	128	127	132
令和元年度	130	128	124	124	130	131	131	129	130	126	122	126
令和2年度	120	116	111	113	118	117	115	117	123	119	117	121
令和3年度	116	113	108	116	122	119	118	122	128	121	121	123
令和4年度	120	118	114	119	123	122	123	124	130	123	123	127
令和5年度	124	122	118	122	124	126	126	129	135	127	126	131
令和6年度	130	130	128	131	140	142	139	140	147	139	139	143
令和7年度	137	135	131	135	143	138	137	141	145	136	136	141
令和8年度	138											

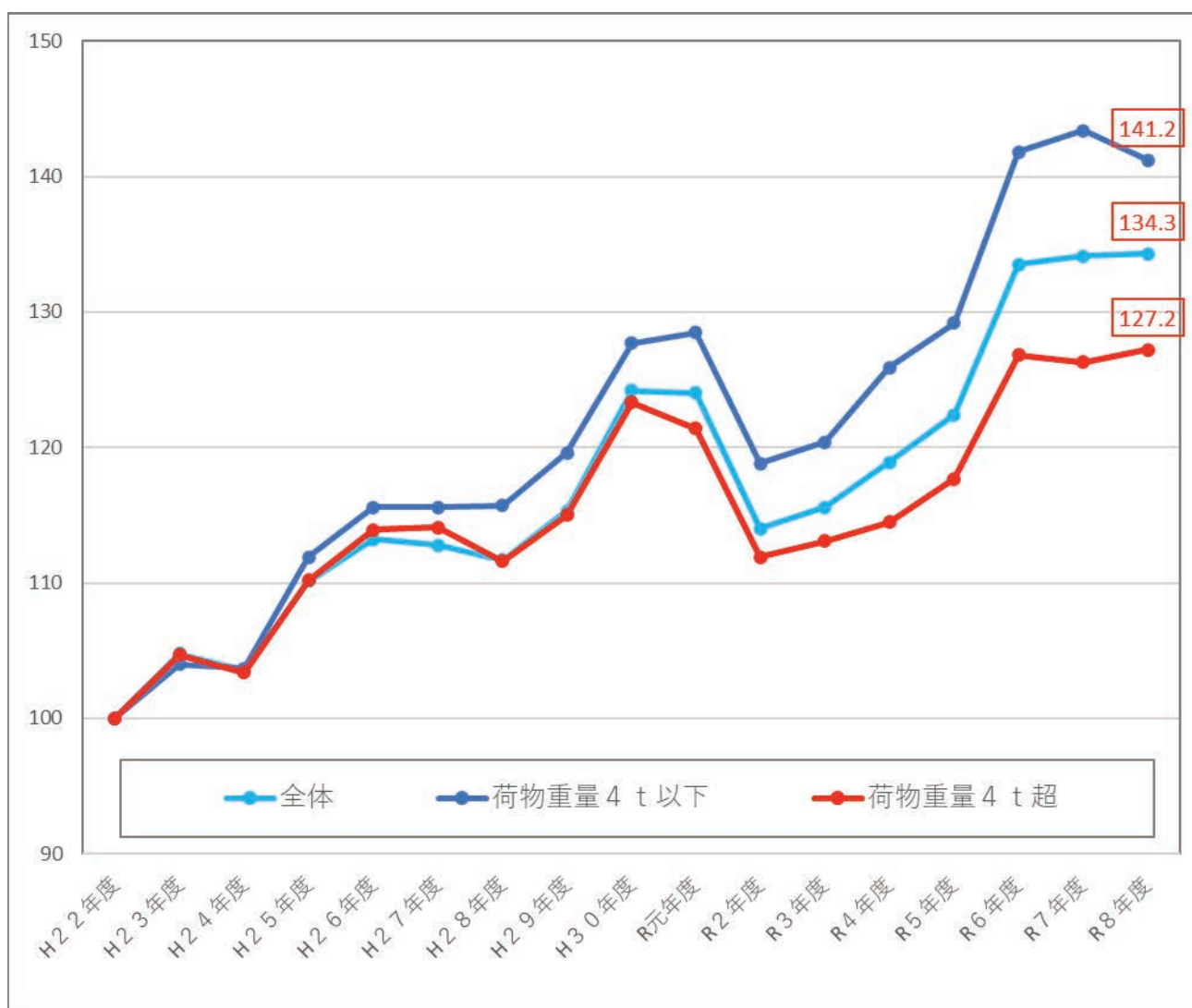


※グラフは平成23年度～令和元年度を省略してあります。

4. 成約運賃指数(年度)の推移(平成22年度を100とする)

年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
全体	100	104.8	103.5	110.1	113.2	112.8	111.7	115.3	124.2
荷物重量 4t以下	100	104	103.7	111.9	115.6	115.6	115.7	119.6	127.7
荷物重量 4t超	100	104.7	103.4	110.2	113.9	114.1	111.6	115.0	123.3

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
全体	124	114	115.6	118.8	122.4	133.5	134.2	134.3
荷物重量 4t以下	128.5	118.8	120.4	125.8	129.2	141.8	143.5	141.2
荷物重量 4t超	121.4	111.9	113.1	114.5	117.7	126.8	126.3	127.2



○成約運賃指数公表の背景

公益社団法人全日本トラック協会（全ト協）と日本貨物運送協同組合連合会（日貨協連）では、トラック輸送産業が国民生活、産業活動を支えるために、荷主企業等の経営管理とトラック運送事業者の事業適正化に寄与すべく、トラック運賃の直近の傾向について、「求荷求車情報ネットワーク」（WebKIT）における成約運賃をもとに概括的に指数化したものを平成25年12月から毎月公表している。

この指数は、平成22年4月を基準（年度指数は平成22年度平均を100）としたもので、データの公表については、事前に公正取引委員会と協議を行っている。

※本指数については、WebKITにおける成約運賃の平均を指数化しているため、各事業者個別の運賃動向と異なる場合がある。

※平成27年4月にWebKITシステムは日貨協連に移管されたが、本指数については、全ト協及び日貨協連との連名にて公表する。

○成約運賃指数とは

荷物情報（求車）、車両情報（求荷）それぞれの登録情報について、対象期間に成約に至った個別運賃を合計し、総対象成約件数で除した金額を指数化したもの。

○WebKITとは

協同組合に加入する中小トラック運送事業者のための求荷求車情報システムで、インターネットを利用して、荷物の輸送を依頼する側と保有する車両を活用したい運送事業者側が、それぞれ情報登録を行い、お互いにマッチすれば成約に至る。本システムにより、帰り荷や傭車の確保、季節波動へ対応し、輸送効率の向上と環境負荷軽減を目指している。

※平成26年4月より集計方法を変更し、本指数については、速報値をもとに集計しております。

なお、後日、確定値を基に再集計し直すため、過去の数値、指数の一部が修正される場合があります。

◇お問い合わせ先 （公社）全日本トラック協会
経営改善事業部 戸塚
TEL03-3354-1056

日本貨物運送協同組合連合会
KIT・情報化事業部 武田、松井、岡崎
TEL03-3357-6068

令和8年度 第1回 運行管理者試験のご案内

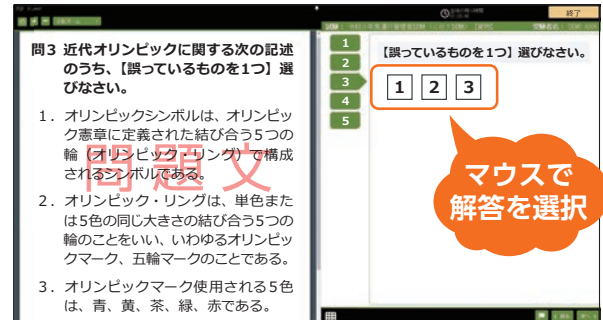
試験方法は「CBT 試験」で行います。(筆記による試験は実施しません。)

- CBT 試験とは、テストセンターにおいてパソコンを使用して行う試験方法のことです。(CBT = Computer Based Testing) 問題用紙やマークシートを使用せず、パソコンの画面に表示される問題を見てマウス等を用いて解答する試験です。

試験会場



問題画面 (イメージ)



- 試験会場と日時は指定された範囲内で申請者が選択できます。また、空きがあれば試験会場と日時を変更することができます。

会場日時予約画面 (イメージ)

会場・日時選択	
検索条件	
試験日	年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 <input type="text"/>
予約可能期間: 2026/08/08 ~ 2026/09/06	
国選択	Japan
地域選択	
会場名	

【検索結果】	
試験日 2026/08/08	
<input type="checkbox"/> 空席あり <input type="checkbox"/> 若干の空席あり <input type="checkbox"/> 選択不可 <input type="checkbox"/> 非開催	
ご希望の会場の開始時間をクリックしてください。	
○JPM3 / 御茶ノ水ソラシティC	
9:15 10:00 10:45 11:30 12:15 13:00 13:45 14:30 15:15 16:00 16:45 17:30	
○JPM4 / 御茶ノ水ソラシティD	
9:15 10:00 10:45 11:30 12:15 13:00 13:45 14:30 15:15 16:00 16:45 17:30	

申請方法

インターネット申請 (書面での申請はできません。)

複数回の試験を申込みすることはできません。貨物試験、旅客試験を含めて一人1回限りです。

申請の受付期間

令和8年6月15日(月) ~ 令和8年7月15日(水)

試験期間

令和8年8月8日(土) ~ 9月6日(日)の間で、CBT 試験専用サイトにて指定された試験会場、日時から申請者が選べます。(試験結果は9月24日に公表する予定です。)

試験会場

貨物試験、旅客試験とも全国47都道府県にある試験会場で受験できます。

受験手数料等

6,000円 (非課税)

この他、次のうちいずれか1つの費用が別途必要となります。

- ・新規受験申請: 660円 (税込) (システム利用料)
- ・再受験申請: 860円 (税込) (システム利用料、事務手数料)

試験結果レポートを希望される方は、さらに次の費用が必要となります。

- ・試験結果レポート手数料: 140円 (税込)

受験資格

実務経験者

- ・自動車運送事業 (貨物軽自動車運送事業を除く。) の用に供する事業用自動車又は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車の運行管理に関し、1年以上の実務の経験を有する方

基礎講習修了者

- ・国土交通大臣が認定する講習実施機関において、平成7年4月1日以降の試験の種類に応じた基礎講習を修了 (修了予定の方は、令和8年7月29日までに修了) した方

CBT 試験の流れ

受験申請サイト

STEP 01 受験の申請

申請情報入力



受験申込受付

受験の申請に必要な情報を入力します。

- メールアドレスの登録・確認
 - 申請情報の入力
 - 受験資格情報の入力
- *実務経験1年以上の受験資格で申請する場合は、実務経験承認者の情報が必要です。
*基礎講習修了予定で申請する場合は、講習修了後、速やかに基礎講習修了証書等をアップロードしてください。
- 本人確認書類・顔写真のアップロード

申込が受理されると、運行管理者試験センターから「受験申請受付のお知らせ」のメールが届きます。

***申請の受付期限までにSTEP1の手続きを完了してください。**

STEP 02 書類の審査

審査中



審査完了

提出書類の審査が完了するまでお待ちください。審査は1週間～10日ほど時間がかかります。

***基礎講習修了予定で申請する場合、基礎講習修了証書等の写しが未提出の方は書類の審査が完了しません。また、令和8年7月29日までに基礎講習修了証書等の写しが未提出の方は受験できません。**

STEP 03 書類審査完了のご案内



次に試験会場と日時の予約へ

提出書類の審査完了後に運行管理者試験センターから「CBT 試験会場予約等の手続きのご案内」のメールが届きますので、その後に試験会場と試験日時を予約し受験手数料等を支払ってください。


*会場予約等手続きのご案内メールが届かない場合は、マイページにログインして審査状況を確認してください。

***審査完了後は、所定の期日までに会場・日時の予約が必要です。**

CBT試験専用サイト

STEP 04 CBT試験専用サイトへアクセス

CBT試験専用サイトの会場予約画面

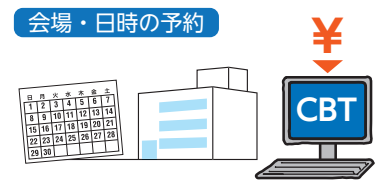


CBT

受験申請サイト内のマイページのログイン画面にアクセスし、「受験申請受付のお知らせ」のメールに記載された申請者配付番号、氏名(カナ)、生年月日を入力して「確認」ボタンを押すと申請情報の画面が表示されます。次に同画面の「試験会場の予約/受験手数料等の支払」ボタンを押して、CBT試験専用サイトの予約試験一覧画面から「試験を予約する」ボタンを押して、会場予約を開始してください。

STEP 05 試験会場と日時の選択・お支払

会場・日時の予約



CBT

希望する試験会場及び日時を選択・予約したのち、受験手数料等の入金の手続きをしてください。支払方法は、コンビニ決済、クレジットカード決済、ペイジー決済から選択できます。

*支払方法がコンビニ決済、ペイジー決済の場合は、令和8年8月7日までに試験会場等の予約をして、会場予約時に送られるメールに記載された支払期限までに受験手数料等の支払いを完了してください。

*支払方法がクレジットカード決済の場合は、令和8年8月7日までに試験会場等の予約及び受験手数料等の支払を完了してください。

STEP 06 申請手続完了

受験確認書



受験確認書メール

入金完了後、試験会場の案内等が記載された「受験確認書」がメールで送信されます。

*受験確認書メールが届かない場合は、手続きが完了していない場合がありますので、下記問い合わせ先の運行管理者試験コールセンターまでご連絡ください。なお、受験確認書は郵送されません。

試験当日

STEP 07 試験当日



受験確認書
受験番号
試験日
試験時間
受付締切時間
試験会場名
注意事項

受験確認書メールに記載された試験日の受付締切時間までに、顔写真付き本人確認書類(運転免許証等)及び受験確認書メール(スマートフォンに表示も可)を持参のうえ、予約した試験会場へ来場し、受験してください。(受験確認書メールを持参しなくても受験は可能です。試験会場、試験日時、受付締切時間、注意事項等についてご確認ください。)

*試験当日、受付締切時間に遅れたり、顔写真付き本人確認書類を提示いただけない場合は、いかなる理由でも受験できません。

*試験会場では受験者用の駐車場を確保しておりませんので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

CBT試験の体験版はこちらから

<https://www.prometric-jp.com/personal/unkan/procedure/>



申請手続きの詳細は、運行管理者試験センターのホームページを参照してください。

ホームページ <https://www.unkan.or.jp/>



【お問い合わせ】 運行管理者試験コールセンター

TEL 03-6635-9400
(平日9時～17時はオペレータ対応)

申請に関するお問い合わせは1番、試験会場予約及び試験当日に関するお問い合わせは2番を押してください。
*オペレータ対応時間外は自動音声案内のみの対応となります。

令和8年6月1日

会員各位

一般社団法人香川県トラック協会

「自動車運送事業の運行管理者表彰制度」のご案内について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

国土交通省では、運行管理業務において優良であると認められる運行管理者を表彰することにより、安全意識の更なる高揚と運行管理業務の一層の徹底を図り、もって自動車運送事業の輸送の安全を確保することを目的とした標記表彰制度を設けております。

つきましては、標記制度認定要件に該当する運行管理者を推薦される場合は、必要事項をご記入の上、別紙表彰推薦書等を6月15日（月）までに、香ト協事務局までご提出くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 表彰基準（詳細は「自動車運送事業の運行管理者表彰制度について」を参照）
自動車運送事業の運行管理者として10年以上従事している者（連続した10年でなくても可。また事業者が同一でなくとも可）
2. 功績等要件
 - （1）運行管理者の業務を十分に理解し的確に実施している者であること。
 - （2）運行管理業務に関する効果的な業務手法の考案又は改善等の功績を有する者であること。（その功績を証明する書類も添付すること）
 - （3）勤務状態等が優良な者であること。
3. 提出先 一般社団法人香川県トラック協会 適正化事業課
〒760-0066 高松市福岡町3丁目2-3
4. 問合せ先 一般社団法人香川県トラック協会 適正化事業課（担当 大三島）
電話番号 087-851-6381

以上

「自動車運送事業の運行管理者表彰制度」について

1. 認定要件

「自動車運送事業の運行管理者表彰」規程より抜粋

(表彰の事由) 第4条

この表彰は、自動車運送事業の運行管理者として10年以上従事し、管内における自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の営業所ごとに選任されている運行管理者であって、現に運行管理業務を行っている者のうち、運行管理業務に関する効果的な業務手法の考案又は改善を行う等の功績を有し、運行管理者の業務を十分に理解し適確に実施しており、勤務状態等が優良であるとともに、所定期間以上の期間について次の各号に該当せず輸送の安全確保に努めたと認められる者に対して行う。

(1) 運行管理者として選任されていた全ての営業所において、当該営業所の運転者による道路交通法第108条の34に基づく通報のなされる事故及び違反について、運行管理上、最も責任ある者

(2) 運行管理者として選任されていた全ての営業所において、当該営業所の運転者が明らかに第一当事者となる重大事故について、運行管理上、最も責任ある者

(3) 運行管理者資格者証の返納の処分等を受けた者、又は受けるおそれがある者

(4) 運行管理者として選任されていた全ての営業所において、その選任されていた間、当該営業所が行政処分等を受けた場合、又は受けるおそれがある場合

(所定期間等) 第5条

前条における所定期間は、この規程の適用日以降の日から起算して5年間とする。

2 ただし、前条各号の要件に該当した場合の所定期間は、以下のとおりとする。

(1) 前条第1号又は第2号に該当した場合にあつては、当該事故または違反のあった日の翌日から新たに起算して5年間

(2) 前条第3号に該当した場合にあつては、その後再び運行管理者として選任された日、もしくは、警告又は勧告がなされた日の翌日から新たに起算して5年間

(3) 前条第4号に該当した場合にあつては、当該行政処分等終了日の翌日から新たに起算して5年間

3 前条における「運行管理者としての従事期間」及び「所定期間以上の期間」については、4月1日現在における経過期間とする。

2. 提出書類

事業者は、自社の運行管理者（以下「候補者」という。）に表彰を受けさせようとするときは、次の各号に掲げる書類を2部（うち1部は写しでも可）添えて推薦するものとする。

- (1) 候補者が欠格事由に該当しない者であることを証する書面（2号様式）
- (2) 候補者の功績調書（3号様式）
- (3) 候補者の履歴書（4号様式）
- (4) 候補者の過去5年間の無事故無違反証明書（自動車安全運転センター発行のもの）
- (5) 候補者の刑罰等に関する自認書（5号様式）

※2号から5号様式については、別添の様式を参考に作成ください。

3. 用語等の定義及び取消・雑則について

四国運輸局香川運輸支局「自動車運送事業の運行管理者表彰」規程より抜粋

（定義）第3条

- (1) 『運行管理業務に関する効果的な業務手法の考案又は改善を行う等の功績』
定期的な安全運行に関する勉強会等の考案、安全確保に関する施設等の新設や改善、運行管理体制の見直し等の具体的な取り組みであって、それらが営業所や会社内で制度化されているものをいう。
- (2) 『運行管理者の業務を十分に理解し適確に実施』
関係法令で定められている運行管理者の業務を十分に理解し適確に実施するとともに、必要な講習を受講している者を指し、運行管理業務を補助者任せとする等事実上名目だけの運行管理者である者を除く。
- (3) 『勤務状態等が優良』
無断欠勤や遅刻等が常習化している等、世間一般的に勤務状態に問題があると認められる者ではなく、かつ、所定期間において無事故無違反であるとともに、刑罰がない者をいう。
- (4) 『道路交通法第108条の34に基づく通報のあった事故及び違反』
「道路交通法第108条の34に基づく通知の強化措置への対応について」（平成15年1月30日付け国総貨複第162号、国自総第439号、国自旅第189号、国自貨第73号）に基づく通報がなされる事故及び違反をいう。
- (5) 『重大事故』
自動車事故報告規則（昭和26年12月20日運輸省令第104号）第2条第1号から第10号及び第13号から第15号に規定する事故をいう。
- (6) 『運行管理上最も責任ある者』
前2号の事故及び違反を引き起こした運転者の当該運行開始時における点呼やその他指示を行った者若しくは当該事故の自動車事故報告書の運行管理者欄に記入されている者をいう。

(7) 『運行管理者資格者証の返納の処分等』

運行管理者資格者証の返納命令発令基準に基づく返納命令、警告及び勧告をいう。

(8) 『行政処分等』

輸送の安全に係る違反行為による安全確保命令、事業改善命令、自動車その他輸送施設の使用停止処分、事業停止処分及び許可の取消処分をいう。

なお、「行政処分等を受けるおそれ」とは、監査が行われ処分が未定である状態をいう。

(表彰の取消) 第9条

支局長は、この表彰を受賞後、当該受賞者が当該表彰を受けることが適当でないと判断される事実が判明したときは、当該表彰は取り消すことができる。

(雑則) 第10条

候補者の選考にあたっては、次のことに留意する。

(1) 候補者が形式上偏在することを防止するため、各業種から幅広く、表彰するにふさわしい者を選考することとし、同一事業者から、同時に、多数の候補者を推薦することは避けるものとする。

(2) 候補者が次の①に該当する場合は、表彰の対象としない。また、候補者又は当該事業者が、次の②に該当する場合は、原則として、一定の期間表彰の対象としないこととする。

① 破産者

② 訴訟が継続中の場合、最近において事故、事件等があった場合、法令違反等により行政上または司法上の取調べ、立ち入り検査等を受けた場合、刑の確定又は行政処分を受けた場合、その他表彰することが適当でないような新聞、雑誌等に報道された場合等

(2号様式)

証 明 書

※この様式を参考にして推薦者で作成下さい。

(候補者の)

本 籍 (郵便番号)

現 住 所 (郵便番号)

氏 名

生年月日

上記の者について、 年 月 日から 年 月 日の間
における以下の各事項には該当しないことを証明します。

1. 運行管理者として選任されていた営業所の運転者へなされた道路交通法第108条の34に基づく通報について、運行管理上、最も責任を有する者であること。
(当通報がなかった場合はその旨を記載)
2. 運行管理者として選任されていた営業所の運転者が明らかに第一当事者となる重大事故について、運行管理上、最も責任を有する者であること。
(当事故がなかった場合はその旨を記載)
3. 運行管理者資格者証の返納処分等を受けた者、又は受けるおそれがある者であること。
4. 運行管理者として選任されていた全ての営業所において、その選任されていた間、当該営業所が行政処分等を受けていること、又は受けるおそれがあること。

令和 年 月 日

事業者名

代表者名

印

香川運輸支局長 殿

(3号様式)

功 績 調 書

(候補者の)

本 籍

現 住 所 (郵便番号)

ふりがな

氏 名 (表彰状に記入する字画を記載)

生年月日 (年齢)

1. 運行管理業務に関する効果的な業務手法の考案又は改善等の功績について
(出来るだけ詳しく記入下さい)

※この様式を参考にして推薦者で作成下さい。

2. 運行管理業務を十分に理解し、適確に実施していることについて
(出来るだけ詳しく記入下さい)

※この様式を参考にして推薦者で作成下さい。

3. 勤務状態が優良であることについて
(出来るだけ詳しく記入下さい)

※この様式を参考にして推薦者で作成下さい。

(4号様式)

履 歴 書

(候補者の)

本 籍

現 住 所 (郵便番号)

ふりがな

氏 名 (表彰状に記入する字面を記載)

生年月日 (年齢)

1. 学 歴

※この様式を参考にして推薦者で作成下さい。

2. 職 歴 (始期・終期及び商号変更、名称変更等は明確に記載のこと)

(1) 業務歴

※この様式を参考にして推薦者で作成下さい。

(2) 団体歴

(3) 公職歴

(4) その他

3. 賞 罰

(5号様式)

自 認 書

※この様式を参考にして推薦者で作成下さい。

1. 刑罰の有無（道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反による罰金刑を含む）

有 無 (いずれかを○で囲む)

2. 破産宣告又は破産手続開始決定の有無

有 無 (いずれかを○で囲む)

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

氏 名

印

(6号様式)

推 薦 書

(候補者の)

現住所

氏 名

生年月日

上記の者は、自動車運送事業の運行管理者として、成績操行とも優良であると認められるので、香川運輸支局長表彰を授与されたく関係書類を添えて推薦いたします。

令和 年 月 日

団体名

会長名

印

香川運輸支局長 殿

令和8年6月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会
会 長 楠 木 寿 嗣

全日本トラック協会優秀運転者顕章候補者の推薦について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に対し格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記顕章候補者の推薦基準に達した従業員がいらっしゃいましたら、必要事項をご記入の上、別紙表彰推薦書等を7月24日（金）までに、香ト協事務局までご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、受賞歴があるなど重複推薦とならないよう予めご留意ください。

敬具

記

1. 顕章の贈呈基準および受章資格

現在運転者であって、運転者であった期間を通算して、次の各号に定める期間無事故・無違反であった者

- (1) 金十字章 満20年（ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として15年以上とする）
- (2) 銀十字章 満10年（ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として7年以上とする）

2. 「無事故・無違反についての基準」

- ① 人身に係る事故を起こした者
 - ② 物損事故で損害額1万円を超える事故を起こした者
 - ③ 事故または違反により罰金以上の刑に処せられた者
- 以外の者とし、自己の責に帰すべき理由によらない事故は無事故とする。

以上

優秀運転者顕章候補者推薦に係る留意事項

1. 記入方法

別添1の推薦書に、候補者名（ふりがな併記）、生年月日、事業所名、章の種類、無事故・無違反歴（開始年月日及び期間）、運転免許証番号（12桁）を正確に記入してください。なお、過去に受章歴がある場合は、備考欄にご記入（〇〇年〇章）ください。

※無事故・無違反期間については、開始年月日から令和8年（2026年）5月末までの期間とします。期間については、以下の基準の概要をご覧ください。

基準の概要

章の種類	無事故・無違反開始年月日
○金十字章（満20年以上）	平成18年（2006年）6月1日以前
○銀十字章（満10年以上）	平成18年（2006年）6月2日から平成28年（2016年）6月1日まで

2. 提出方法及び提出書類

原則メールにて提出ください。（書類データが必要な場合もお問い合わせください。）

メールでの提出が難しい場合は、郵送いただいても構いません。

受章者選考の迅速かつ正確な処理のため、次の3点に注意されご提出願います（特に②については、ご提出の際の推薦書の落丁を防ぐためにも、必ず全てのページにご記入願います）。

- ① 候補者を事業所ごとにまとめてください。
- ② 推薦書の全ページに「通し番号（ページ番号）」を振ってください。
- ③ 提出時のメールの件名は「優秀運転者顕彰候補者推薦について」としてください。

（提出書類）

- 1) 「優秀運転者顕章」候補者推薦書（別添1）
※過去に受章歴がある場合は、別添①の備考欄に記入（〇〇年〇章）ください。
- 2) 無事故無違反が証明できるもの
※自動車安全運転センター発行「無事故無違反証明書」や「SDカード」など
※締日は基準日である令和8年5月31日以降のものをご提出ください。

3. 問合せ先・提出先

一般社団法人香川県トラック協会 管理課（担当 吉原）

（電話番号）087-851-6381

（住所）〒760-0066 高松市福岡町3-2-3

（メールアドレス）yoshiwara@kagawa-truck.jp

※提出のほか書類データが必要な場合も、ご利用ください。

4. 提出期限

令和8年7月24日（金）（締切厳守）

以上

「優秀運転者顕章」候補者推薦書

(

トラック協会)

ふりがな 氏名 生年月日	事業所名	章の種類	無事故・無違反期間 年数	運転免許証番号（12桁）												備考			
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 至 令和8年 5月 末日	年 第														号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 至 令和8年 5月 末日	年 第														号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 至 令和8年 5月 末日	年 第														号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 至 令和8年 5月 末日	年 第														号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 至 令和8年 5月 末日	年 第														号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 至 令和8年 5月 末日	年 第														号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 至 令和8年 5月 末日	年 第														号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 至 令和8年 5月 末日	年 第														号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 至 令和8年 5月 末日	年 第														号	

推薦者名簿の通し番号

ページ

○金章…平成18年6月1日以前

○銀章…平成18年6月2日から平成28年6月1日まで

※当推薦書に記載された候補者の情報（個人情報）は優秀運転者顕章表彰以外には使用いたしません。

記入例

「優秀運転者顕章」候補者推薦書

(●●●トラック協会)

ふりがな 氏名 生年月日	事業所名	章の種類	無事故・無違反期間 年数	運転免許証番号（12桁）	備考
ぜんにほん たろう 全日本 太郎 昭・平 34年 1月 1日生	(株) 全ト協運輸 新宿営業所	金	自 昭・ 平 8年 4月 1日 30年 至 令和8年 5月 末日	第 ■■■■■■■■■■■■ 号	
ぜんにほん じろう 全日本 次郎 昭・平 44年 7月 1日生	(株) 全ト協運輸 新宿営業所	銀	自 昭・ 平 18年 9月 1日 19年 至 令和8年 5月 末日	第 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 第		号
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日		号
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日		号
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 第		号
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 第		号
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 第		号
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 第		号

記入例

推薦者名簿の通し番号

1 ページ

○金章…平成18年6月1日以前
○銀章…平成18年6月2日から平成28年6月1日まで

※当推薦書に記載された候補者の情報（個人情報）は優秀運転者顕章表彰以外には使用いたしません。

事務連絡
令和8年5月25日

会員各位

一般社団法人香川県トラック協会
会長 楠木 寿嗣

令和8年度 香ト協助成金制度説明会のご案内について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記会合を下記日程にて開催いたしますのでご案内申し上げます。

出席を希望される事業者は、別添の参加申込書に必要事項を記載いただき、6月5日（金）までにFAXにて返信くださいますようお願い致します。

敬具

記

1. 開催日時 令和8年6月12日（金）13時30分～15時30分（予定）
2. 開催場所 6月12日（金） 四国交通共済会館 3階大ホール
（住所）坂出市番の州公園6番6号
3. 議 題 (1) 令和8年度 香ト協助成金制度の概要について
(2) その他
4. 回答期限 6月5日（金）香ト協必着
5. 問合せ先 一般社団法人香川県トラック協会（担当 中平、吉原）
電話 087-851-6381

以上

一般社団法人 香川県トラック協会 宛

(返信先FAX番号 087-821-4974)

参加申込書

「令和8年度助成金制度説明会」に参加します。

事業者名	
営業所名	
出席希望者	(役職) (氏名)
参加希望日 (○印記入)	①6月12日(金)

(申込期限) 6月5日(金) 香ト協必着

※定員数に達した場合、受付を締め切りますのでお
早めにお申込みください。

事 務 連 絡

令和8年6月1日

会員 各位

一般社団法人香川県トラック協会

令和8年度 乗務員講習会（一般・スキルアップ）開催のご案内について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、香川県トラック協会では、平成16年度より国土交通省告示1366号を基にし、安全意識の高揚と交通事故防止に寄与することを目的とした乗務員向け講習会を開催しております。

香ト協専任講師による事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する知識を説明するほか、貨物自動車運送事業法など関係法令への理解も同時に深めていただける内容となっております。

参加を希望される事業者は、別紙申込書に必要事項をご記入の上、トラック協会まで返信ください。

敬 具

記

1. 開催内容 令和8年度 乗務員講習会（一般・スキルアップ）
2. 開催日時 別紙参加申込書を参照ください。
3. 対 象 者 営業所所属運転者
※乗務員教育を担当する管理者の参加も可能です。
4. 申込方法 参加申込書に必要事項を記載され、FAXにてお申し込みください。
5. 問合せ先 一般社団法人香川県トラック協会
電話 087-851-6381 FAX 087-821-4974

以上

令和8年度 乗務員講習会（一般・スキルアップ）開催日程表

（注意事項）

- ・受付時間は開催時刻の30分前からを予定しております。
- ・サンダル履きでの講習参加はご遠慮いただいております。
- ・お申し込みをいただいた場合でも、天候や申込者数によっては急きょ中止となることがあります。予めご了承ください。

○乗務員一般講習（開催回数 7回）

開催日	開催回	開催時間	開催場所	
令和8年	第259回	9:00～12:00	会場 安全研修センター 住所 高松市福岡町3丁目3-6	
4月11日(土)	第260回	13:30～16:30		
6月27日(土)	第261回	9:00～12:00		
	第262回	13:30～16:30		
8月22日(土)	第263回	9:00～12:00		会場 ユープラザ うたづ 住所 綾歌郡宇多津町浜六番丁88
9月12日(土)	第264回	9:00～12:00		会場 安全研修センター
	第265回	13:30～16:30	住所 高松市福岡町3丁目3-6	

○乗務員ステップアップ講習（開催回数 6回）

開催日	開催回	開催時間	開催場所
令和8年	第124回	9:00～12:00	会場 安全研修センター 住所 高松市福岡町3丁目3-6
4月25日(土)	第125回	13:30～16:30	
5月23日(土)	第126回	9:00～12:00	
	第127回	13:30～16:30	
10月24日(土)	第128回	9:00～12:00	
	第129回	13:30～16:30	

令和 年 月 日

一般社団法人香川県トラック協会 御中

(申込FAX番号 087-821-4974)

令和8年度 乗務員講習会（一般・スキルアップ）申込書

事業者名・営業所名	(申込担当者名)
-----------	----------

【受講希望者情報】(各項目について漏れなくご記載ください。)

※修了証を発行いたします。氏名の誤りがないようお申し込みください。

	氏名	生年月日	通算トラック ドライバー歴	乗務車種 (○印記入)
1	(ふりがな)	昭和・平成 年	年	大型
		月 日 (満 歳)		中型
	参加希望講習 (○印記入)	(一 般) 6月27日(土) 第261回(AM) ・ 第262回(PM) 8月22日(土) 第263回(AM) (ステップ) 10月24日(土) 第128回(AM) ・ 第129回(PM)		
2	(ふりがな)	昭和・平成 年	年	大型
		月 日 (満 歳)		中型
	参加希望講習 (○印記入)	(一 般) 6月27日(土) 第261回(AM) ・ 第262回(PM) 8月22日(土) 第263回(AM) (ステップ) 10月24日(土) 第128回(AM) ・ 第129回(PM)		
3	(ふりがな)	昭和・平成 年	年	大型
		月 日 (満 歳)		中型
	参加希望講習 (○印記入)	(一 般) 6月27日(土) 第261回(AM) ・ 第262回(PM) 8月22日(土) 第263回(AM) (ステップ) 10月24日(土) 第128回(AM) ・ 第129回(PM)		

令和 8 年 6 月 1 日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業者等は貨物自動車運送事業輸送安全規則第 10 条第 2 項の定めにより、標記運転者に対して特別な指導を行うこととなっております。

本年は昨年と同様に、四国交通共済協同組合と共催し、初任運転者講習会（6 時間講習・8 回）、事故惹起運転者講習会（6 回）を下記要領で開催することと致します。

つきましては、業務ご多忙とは存じますが、当該運転者の派遣を賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、都合により各回 20 名を定員とさせていただきます。

敬 具

※初任運転者とは（指導の場合）

貨物自動車運送事業輸送安全規則第 3 条第 1 項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者。（当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前 3 年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く）

※初任運転者講習会については、「初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間」15 時間以上の内、6 時間講習で実施しますので、残り 9 時間の指導は貴社等で教育をお願い致します。

※事故惹起運転者とは

死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第 5 条第 2 号又は 3 号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こした運転者、及び軽傷者（同条第 4 号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該交通事故前の 3 年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者。

記

1. 開催日程

<初任運転者講習会>

第1回 令和8年 4月 9日(木)	第5回	10月 8日(木)	
第2回	6月 4日(木)	第6回	12月 3日(木)
第3回	7月 9日(木)	第7回	令和9年 1月28日(木)
第4回	9月10日(木)	第8回	2月 4日(木)

<事故惹起運転者講習会>

第1回 令和8年 5月21日(木)	第5回	令和8年 1月21日(木)	
第2回	7月 2日(木)	第6回	3月 4日(木)
第3回	9月17日(木)		
第4回	11月26日(木)		

2. 開催時間 9：30～17：00
3. 場 所 四国交通共済会館
4. 受講料 講習会に係る費用は香ト協で負担いたします。
5. 定 員 20名
6. 申 込 初別紙申込書を四交協へファックス送信ください。
初任運転者講習会の申込みについては、定員に達している場合があります。
※事前に、四国交通共済協同組合ホームページ「講習・研修スケジュール」(<http://yonkokyo.or.jp/publics/index/32/>)で申込状況をご確認いただきお申込み下さい。
7. 証 明 書 受講修了後、特別指導受講証明書が発行されます。
8. そ の 他 筆記用具を必ずご持参ください。
※屋外講習がありますので、実施できる服装等で、ご参加ください。※やむを得ず、日程を変更する場合があります。予め、ご了承ください。

初任及び事故惹起運転者講習会参加申込書

○初任運転者講習会 (受講希望日に印をご記入ください。)

✓印 記入欄	開催日	✓印 記入欄	開催日
終了	令和8年 4月 9日 (木)		10月 8日 (木)
	6月 4日 (木)		12月 3日 (木)
	7月 9日 (木)		令和9年 1月28日 (木)
	9月10日 (木)		2月 4日 (木)

○事故惹起運転者講習会 (受講希望日に印をご記入ください。)

✓印 記入欄	開催日	✓印 記入欄	開催日
終了	令和8年 5月21日 (木)		令和9年 1月21日 (木)
	7月 2日 (木)		3月 4日 (木)
	9月17日 (木)		
	11月26日 (木)		

※開講時間は、9：30～17：00 (各回共通) ※ご希望の講習日にチェック (✓) をお願い致します。

※複数の講習会にお申込の方は、この用紙をコピーしてご利用下さい。

○受講者データ

	ふりがな 氏 名	生年月日	
		昭和 平成	年 月 日

○派遣先データ

<u>会社名</u>			
<u>会社住所</u>	〒		
<u>電話番号</u>		<u>FAX番号</u>	
<u>担当者名</u>		<u>役 職</u>	

※ 受講後、特別指導受講証明書をお送りしますので、担当者名と役職、及び会社住所を必ずご記入ください。

四交協 FAX (0877-44-3390) へご送信願います。

不正改造は犯罪です!!

「知らなかった」では済まされません。

! このような改造は**不正改造**です。

1 基準不適合マフラーの装着/ 消音器の取り外し

基準不適合マフラーの装着やマフラーの切断・取り外しは、排気騒音が増大し、沿道住民の生活環境を脅かし、騒音公害の原因に繋がります。



2 灯火類の色の変更

クリアレンズ等不適切な灯火器及び回転灯等の取り付け

制動灯、方向指示器等はそれぞれ灯光の色が定められており、その他の色を使用することは誤認を与え、他の交通を阻害し、事故を誘発するおそれがあり、大変危険です。



※色の判断については、点灯状態を見て判断します。

3 タイヤ及びホイールの車体(フェンダー) 外へはみ出し

適切なタイヤやホイールを使用しなければ、車体に接触したり、ブレーキ構造などと干渉します。また、車体から突出することもあり、歩行者等に危害を及ぼすおそれがあり、大変危険です。



4 運転者席・助手席の窓ガラスへの 着色フィルム等の貼付 (貼付状態で可視光線透過率70%未満)

運転者席及び助手席の窓ガラスに濃い色の着色フィルムを貼ることにより、周囲の状況が確認しにくくなり、大変危険です。



5 基準外ウイングの取り付け



車体からはみ出したウイングは、歩行者等に接触し、危害を加えるおそれがあるため、大変危険です。

6 A. 荷台さし枠の取り付け・燃料 タンクの増設 B. 突入防止装置の切断・取り外し C. 大型後部反射器の取り外し



7 速度抑制装置(スピードリミッター) の解除・取り外し



不正改造車を排除する運動

! 不正改造は**犯罪**です **!**



不正改造車の使用者
整備命令の発令

不正改造を実施した者
6ヵ月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金

不正改造車を排除する運動

推進/国土交通省、不正改造防止推進協議会 後援/内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省、環境省 協力/独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会

(一社)日本自動車整備協会連合会、日本自動車整備協同組合連合会、全国自動車電気設備整備会連合会、全国タイヤ工協同組合連合会、(一社)日本自動車販売協会連合会、(一社)日本中古自動車販売協会連合会、日本自動車輸入組合、(一社)日本自動車工業会、(一社)日本自動車部品工業会、(一社)日本自動車車体工業会、(公社)日本バス協会、(公社)全日本トラック協会、(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会、(一社)日本陸送協会、全日本自動車部品卸協同組合、(一社)日本自動車タイヤ協会、(一社)全国軽自動車協会連合会、(一社)全国商業用自動車協会、(一社)日本バス連盟、(一社)自動車検査技術情報協会、(一社)日本自動車流通、(一社)日本二輪車普及安全協会、(一社)全国自動車整備協議会、全国石油商業組合連合会、(一社)自動車用品小売業協会、日本ウインドウフィルム工業会、(一社)日本自動車用品、部品アフターマーケット振興会、(一社)日本二輪車部品協会、全日本ディーゼルスポンサー協会連合会、全国自動車学校・整備専門学校協会、全国自動車専門学校協会、全国オートバイ協同組合連合会、(一社)日本RV協会

www.tenken-seibi.com

不正改造車
迷惑黒煙車
通報連絡先

不正改造車を見かけたら

- 車両のナンバー
 - 不正改造の内容
- をこちらまで

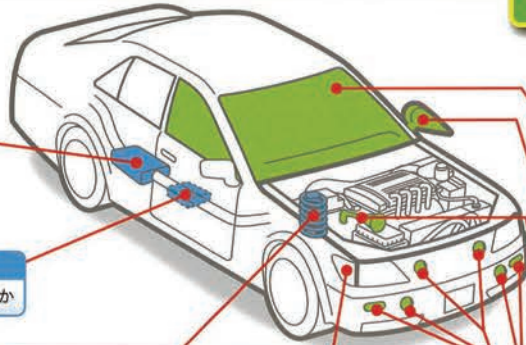


不正改造車を
排除する運動
ホームページ



不正改造チェック項目

乗用車



消音器

- 内燃機関を原動機とする自動車の場合、騒音基準等に適合する消音器を備えているか

触媒装置

- 触媒等が取り外されていないか

サスペンション

- 切断等により、ばねの一部又は全部が除去されていないか

車幅灯

- 白色であるか (方向指示器、非常点滅表示灯又は側方灯と一体又は兼用のもの及び二輪車等については、橙色でもよい。)
※平成17年12月31日以前に製作された車両は、白色のほか淡黄色又は、橙色であっても、全ての車幅灯が同一色であればよい。

番号灯

- 白色であるか

後退灯

- 白色であるか

尾灯

- 赤色であるか

制動灯

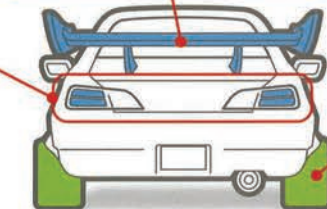
- 赤色であるか

方向指示器

- 橙色で点滅回数が毎分60回以上、120回以下であるか

後部反射器

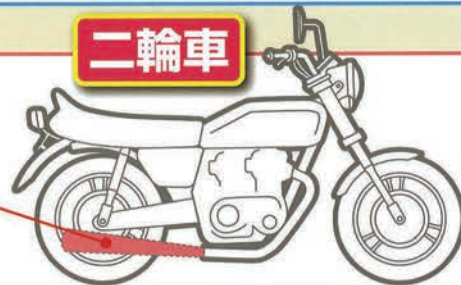
- 赤色であるか



ウイング

- 側方への翼形状を有していないか
- 確実に取り付けられているか
- 鋭い突起がないか
- その付近の最外側、最後端とならないか 等

二輪車



消音器

- 内燃機関を原動機とする自動車の場合、騒音基準等に適合する消音器を備えているか

触媒装置

- 触媒等が取り外されていないか

乗用車・貨物車共通

シートベルトリマインダー

- 運転席にシートベルトが装着されていない場合に警報する装置(シートベルトリマインダー)の警告表示等を、機具を用いて不正に解除していないか

前面ガラス、運転者席及び助手席の窓ガラス

- 指定以外のステッカー貼付をしていないか
- 前面ガラス等に裝飾板を装着した状態又は運転席及び助手席の窓ガラスに着色フィルム等を貼り付けた状態での可視光線透過率が70%未満のものは不可

バックミラー

- 鋭利な突起がないか
- 歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であるか

警告器

- 音量や音色が常に一定であるか

前部霧灯

- 白色又は淡黄色であるか ○同時に3個以上点灯しないか

その他の灯火

- 赤でないか ○点滅しないか
- 光度300cd以下であるか

タイヤ

- 回転部分が車体からはみだしていないか

直前直左確認鏡

- 運転者席から障害物を確認できる鏡等を備えているか

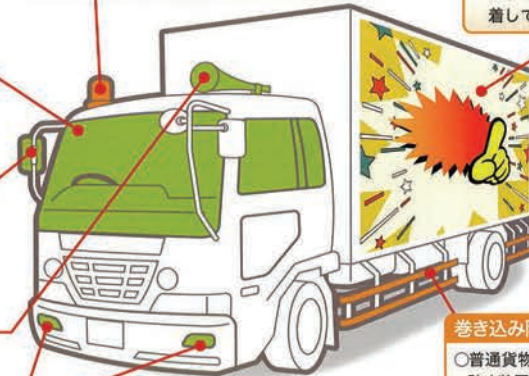
貨物車

回転灯

- 緊急自動車等以外に赤色の回転灯は取り付けていないか
- 道路維持作業用自動車以外に黄色の回転灯は取り付けていないか

禁止灯火

- 走行中に使用することを目的とするディスプレイなどを装着していないか

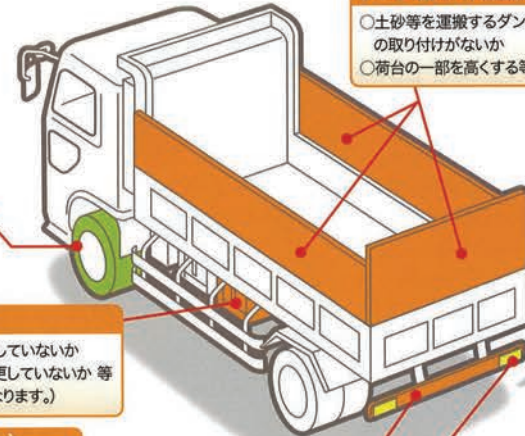


巻き込み防止装置

- 普通貨物自動車の場合、巻き込み防止装置を備えているか

ダンプ(土砂等運搬)

- 土砂等を運搬するダンプ車の場合、さし枠の取り付けがないか
- 荷台の一部を高くする等の改造がないか



ディーゼル車の原動機

- 黒煙汚染度は基準内であるか

二次架装

- 新規検査受検後に燃料タンクを増設していないか
- 容量が大幅に異なる燃料タンクへ変更していないか 等 (構造等変更検査の手続きが必要になります。)

速度抑制装置(スピードリミッター)

- 規程速度を超えて走行できるよう改造がされていないか
- 速度抑制装置を装着していることを示す黄色のステッカーが運転者の見やすい位置及び車両の後面に貼付されているか

突入防止装置

- 自動車の後面に突入防止装置を備えているか

大型後部反射器

- 貨物普通自動車の場合、後部反射器を備えるほか、大型後部反射器を備えているか

不正改造は犯罪です!

令和8年度「トラック運送業界における不正改造車排除運動」 実施要領

令和8年4月6日
(公社)全日本トラック協会

1. 目的

我が国の交通事故の発生件数等の現状を見ると、依然として多くの方が事故の被害に遭われている状況であり、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっている。

このような状況に鑑み、国土交通省を中心とした「不正改造車を排除する運動」が展開されるが、トラック運送業界としても、トラックを対象を絞り、全国的に不正改造車を排除するために、各都道府県トラック協会の協力を得て、積極的な運動を展開する。

2. 実施期間

「不正改造車排除運動」は年間を通じた運動とするが、地域の事情や要請を考慮して各都道府県トラック協会が設定する1ヶ月間を強化月間とし、特に重点をおいて運動を実施する。

3. 不正改造項目

《重点排除項目》

- (1) タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのはみ出し
- (2) 灯光の色や点灯状態が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化されている灯火器（例：側面方向指示器）の取外し
- (3) 前面ガラスならびに運転者席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付（貼付状態で可視光線透過率70%未満）
- (4) マフラーの切断・取外し及び騒音低減機構を容易に取外せる等の基準不適合マフラーの装着
- (5) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等

《基本排除項目》

- (1) 直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取外し
- (2) 前面ガラスへの装飾板の装着
- (3) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台へのさし枠の取付け及びリアバンパ（突入防止装置）の切断・取外し
- (4) 基準外のウイング（エア・スポイラ）の取付け
- (5) シートベルト警報装置を解除する用品等の取付け
- (6) 不正な二次架装

4. 実施内容

- (1) 全ト協機関紙「広報とらつく」に運動内容を掲載し、トラック事業者等へ周知を図る。
- (2) 全ト協ホームページ上に「不正改造車排除運動」の実施内容及び自主点検票を掲載し、トラック事業者等へ周知を図る。
- (3) 適正化事業巡回指導時において、事業所への啓発・指導を実施する。

5. 各都道府県トラック協会へのお願い

- (1) 全ト協機関誌「広報とらつく」、「全ト協ホームページ」掲載の実施内容を参考にして、各地方トラック協会独自の取り組みを含めて実施計画を策定し、積極的に運動を実施するようにお願いします。
- (2) 各地方トラック協会の運動については、各都道府県トラック協会の強化月間終了後、実施結果を別添4により、速やかに全ト協交通・環境部あてに提出するようお願いいたします。

以 上

不正改造防止自主点検票

点検の日 実施日	年 月 日	点検の者 実施者	職責		
			氏名		
事業者名					
事業場名					
点検事項	点検内容			チェック欄	
				適	要改善
事業場関係 者所有の 車両の 状況	不正改造車両の有無	社用車	無	有(台)	
		従業員車両	無	有(台)	
		その他	無	有(台)	
不正改造 防止に ついて の事業 場内の 管理体制	事業場における運動実施責任者の選任状況				
	社用車、従業員車両の定期的な確認				
	不正改造の防止についての従業員に対する教育の実施状況				
	休日・深夜等に事業場が無断使用されていないことの確認				

- 注 1. 点検実施日現在の状況を確認し、その結果をチェック欄に「レ」で記入して下さい。
2. 点検については、事業場内において定期的に行うことをお奨めします。

今年も「ストレスチェック」を受けましょう

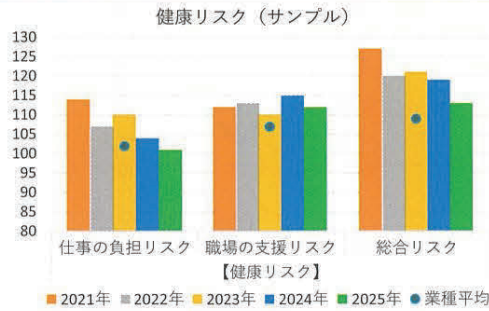
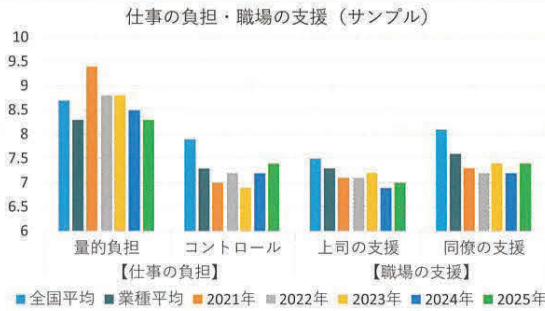
(一社) 香川労働基準協会

香川労働基準協会ストレスチェックサービスは労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度に対応し、メンタルヘルス対策、職場の環境改善を進める上で有効な現状把握や効果確認のための資料を提供します。

50人未満の
ストレスチェックも
義務化※

おすすめポイント

ポイント 1 継続利用で基本メニューの事業場全体版「仕事のストレス判定図」の結果の推移をグラフで提供します。



ポイント 2 個人結果に前回値のデータを記載できます。

ポイント 3 多言語 (英語・中国語・ベトナム語・インドネシア語・ポルトガル語) に対応出来ます。

ポイント 4 厚生労働省推奨「職業性ストレス簡易調査票」を基にしたチェックシート (57項目の質問) を使用し評価・判定をします。(判定は中央労働災害防止協会に委託)

ポイント 5 健康経営優良法人認定、第14次労働災害防止計画の重点対策の推進にも繋がります。

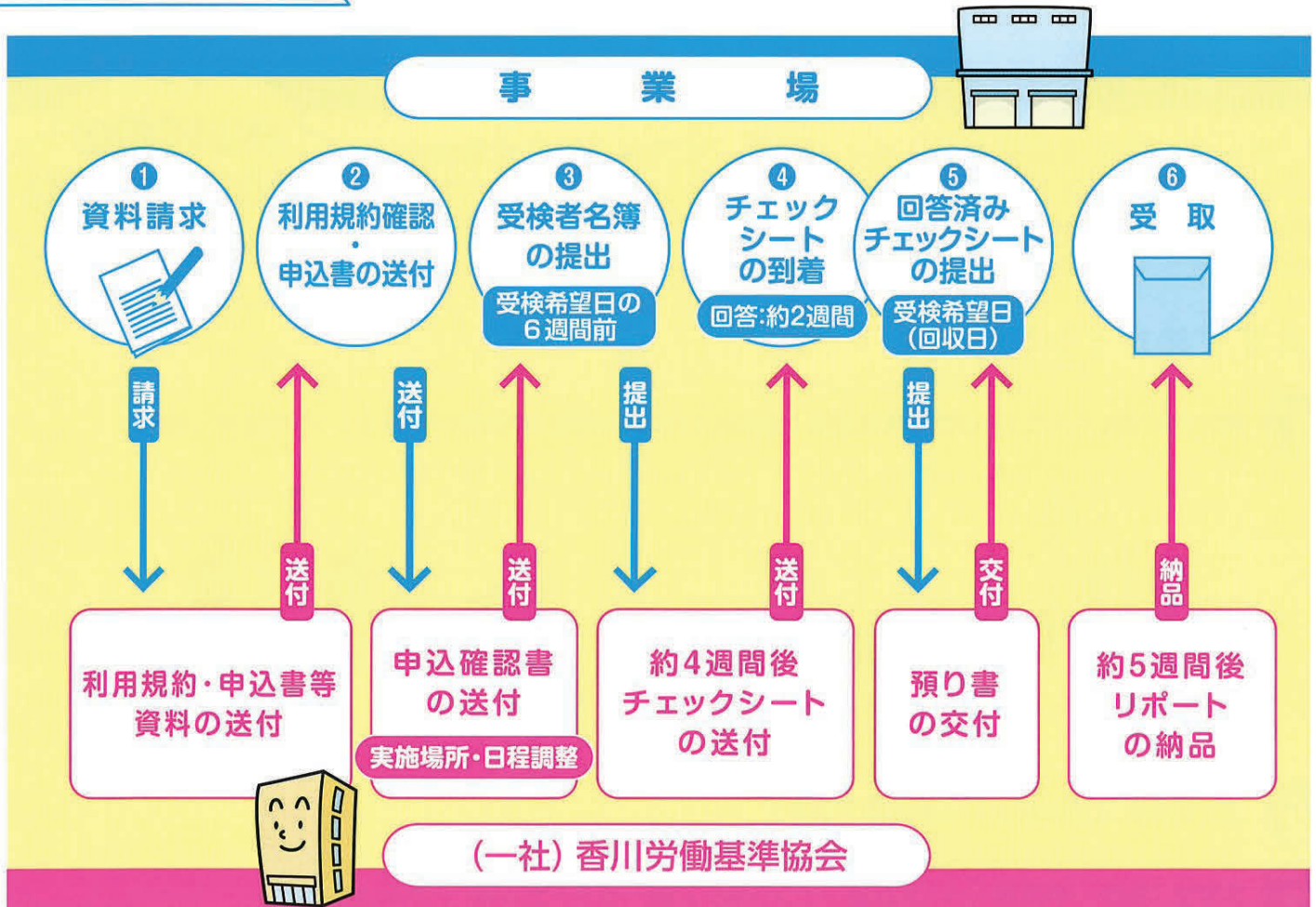
ポイント 6 継続してご利用の場合、2回目以降合計金額 (税込) より5%引きとなります。

※ 令和7年5月に労働安全衛生法が改正され、ストレスチェックについて、これまで努力義務とされていた「労働者数50人未満の事業場」についても実施が義務化され、公布後3年以内に施行されることとなりました。

ご利用料金 (基本料金 一人あたり)

内容	当協会健診利用の会員	①会員 ②当協会健診利用の非会員	非会員
<ul style="list-style-type: none"> 個人レポート (本人用) 面談用個人レポート (産業医用) 高ストレス者リスト (産業医用) 仕事のストレス判定図 (推移のグラフ含む) (事業場全体版、産業医・事業者用) 	1,430円 (税抜価格 1,300円)	1,540円 (税抜価格 1,400円)	2,200円 (税抜価格 2,000円)
上記メニューで申込者が50人未満の場合	1 律 66,000円 (税抜価格 60,000円)		
オプションメニュー① 仕事のストレス判定図 (グループごとの集計版)	1 グループあたり 2,750円 (税抜価格 2,500円)		
オプションメニュー② 個人結果の経年データ印字	一人あたり 110円 (税抜価格 100円)		
オプションメニュー③ 多言語版利用 [英語・中国語・ベトナム語・インドネシア語・ポルトガル語]	《1言語のみの場合》 一人あたり 1,100円 (税抜価格 1,000円) 20名以上の場合一律 22,000円 (税抜価格 20,000円)		

サービスの流れ



資料請求

ストレスチェックサービスについて

◆ 詳細な案内をお送りしますので、下記にご記入の上、**087-870-5186** まで FAX をお願いします。

事業場名			
所在地	〒		
電話番号		FAX 番号	
担当者 所属部署名		担当者 役職氏名	

◆ お問い合わせ先 ◆

一般社団法人 香川労働基準協会 健診部

〒761-8031 高松市郷東町436番地3 香川労働基準会館1階
TEL 087-816-1402 FAX 087-870-5186

広報誌のご案内

お役立ち 安全衛生情報をお届けします



お届けする陸災防広報誌「陸運と安全衛生」の内容

- 会員事業場の安全衛生活動内容の紹介、災害事例とその対策などを掲載しています。
- 毎月 10 日に陸災防本部より E メールにてお届けします。

登録料・購読料は無料です。

下記、お届け先登録申込書に必要事項を記入の上、F A Xにてお申込みください。

お届け先登録申込書

申込先 陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部

▶▶▶ F A X 0 3 - 3 4 5 3 - 7 5 6 1

事業場名または 個人名			
電話番号		F A X 番号	
都道府県			
メールアドレス			

(注) 次の URL から「陸運と安全衛生」配信規約をご覧ください。 <https://fofa.jp/rikusai/a.p/101/>
登録完了のメールをお送りします。もし、届かない場合は下記の「お問い合わせ先」までご連絡ください。
お申込みいただいたメールアドレス等の情報は、広報誌や陸災防からの情報をご提供する目的のみに利用させていただきます。なお、会員の確認等のため、陸災防支部に登録情報を提供することがあります。

講習のご案内

フォークリフト講習・はい作業主任者講習 等の日程は、下記ホームページ
をご覧ください。

<http://www.rikusaibou-kagawa.jp/>

陸運労災防止協会香川 検索

お問い合わせ先



厚労省所管
災害防止団体

陸運労災防止協会香川県支部
TEL 0 8 7 - 8 5 1 - 6 2 5 1



令和7年度事業報告書の提出

- ① 事業報告書
- ② 正味財産増減計算書（統括表）
- ③ 貸借対照表（統括表）
- ④ 公益目的支出計画実施報告書（抜粋）
- ⑤ 監査報告書

一般社団法人香川県トラック協会

令和7年度事業報告

一般社団法人香川県トラック協会

I. 事業概要

令和7年度の我が国の経済は、米国の新政権発足に伴う通商政策の転換（関税引き上げ等）や地政学的リスクを背景に、先行き不透明感が大きく高まったほか、賃上げに伴う人件費の価格転嫁や食料品価格の上昇により、長らく続いたデフレから完全に脱却し、新たなインフレ経済へと移行・定着する節目の一年となった。

また、我が業界においては、長期化する燃料価格や資材価格の高騰の影響に加えて、慢性的な人手不足など、厳しい経営環境が続いている。そうしたなかにおいて、事業許可の更新制度をはじめとした令和7年6月に公布されたトラック適正化二法への対応が急務となっている。

こうした状況下において、香川県トラック協会では、緊急物資備蓄や緊急時連絡設備の整備などの緊急物資輸送体制整備事業、巡回指導やトラック・物流Gメンとの連携を図るなどの適正化事業、各種乗務員講習会や交通安全啓発、安全装置等の導入促進などの交通安全対策事業、低公害車導入促進などの環境対策事業、健康診断受診助成や免許取得促進などの経営改善対策事業、ホームページの活用や業界外への啓発活動のためのCMや広告掲載などの広報・サービス改善事業を推進してきた。また、全日本トラック協会と連携し、自動車関係諸税の簡素化・軽減化、高速道路料金の引下げ等を要望してきた。

II. 期末の現況（令和8年3月31日現在）

1. 会員総数 600会員（期中 入会数13社 退会数14社）
2. 保有車輛数 12,764両（前年度保有車両数 12,708両）
3. 役員数 理事33名 監事3名

4. 委員会、支部等の組織

①常設委員会（7委員会）

総務委員会、適正化事業委員会、交通対策委員会、環境対策委員会、
経営改善委員会、災害対策委員会、交付金地方運営委員会

②支部（9支部）

高松第1支部、高松第2支部、高松第3支部、高松第4支部、坂出支部、
仲多度支部、三豊支部、大川支部、小豆島支部

③部会（7部会）

セメント部会、ダンプ部会、重量部会、特別積合部会、引越部会、
タンクトラック部会、女性部会

④協議会（1協議会）

青年協議会

Ⅲ. 総会・理事会の開催状況

開催日	内容
令和7年 6月 9日 (月)	第52回通常総会（於：ホテルパールガーデン） 1. 令和6年度事業報告及び同収支決算（貸借対照表及び正味財産増減計算書）承認の件 2. 令和7年度事業計画及び同収支予算報告の件
令和7年 5月13日 (火)	第1回理事会（於：香川県トラック総合会館） 1. 新入会員承認の件 2. 令和6年度事業報告（案）、同収支決算（案）及び公益目的支出計画実施報告書承認の件 3. 令和7年度収支予算の一部変更承認の件 4. 運輸政策研究会等総会に提出議案承認の件 5. 任期満了に伴う役員改選の件 6. 第48回近代化基金融資申込公募要領（案）承認の件 7. 職務執行状況報告の件
6月 9日 (月)	第2回理事会（於：ホテルパールガーデン） 1. 会長、副会長及び専務理事、常務理事の選任および顧問委嘱の件
7月28日 (月)	第3回理事会（於：香川県トラック総合会館） 1. 新入会員承認の件 2. 第48回近代化基金融資推薦承認の件 3. 理事会招集者指定の件 4. 常設委員会選任の件 5. 就業規則の変更の件
10月 6日 (月)	第4回理事会（於：香川県トラック総合会館） 1. 新入会員承認の件 2. 第48回近代化基金融資推薦承認の件 3. 職務執行状況報告の件
11月26日 (水)	第5回理事会（於：ホテルパールガーデン） 1. 第48回近代化基金融資推薦承認の件

令和8年 3月 4日 (水)	第6回理事会（於：香川県トラック総合会館） <ol style="list-style-type: none"> 1. 顧問選任の件 2. 新入会員承認の件 3. 第48回近代化基金融資推薦承認の件 4. 令和8年度事業計画（案）承認の件 5. 令和8年度収支予算（案）承認の件 6. 令和7年度助成金に係る予算補正承認の件 7. 第53回通常総会開催（案）承認の件 8. 就業規則変更承認の件
----------------	---

IV. 事業活動

1. 緊急物資輸送体制整備事業

- (1) 国や県が実施した防災訓練や演習に積極的に参画し、緊急輸送要請に迅速に対応できるよう輸送体制と情報連絡体制の整備を図った。

【実動訓練実績】 3件

開催日	訓練名	内 容
令和7年7月25日(金)	支援物資物流訓練 (会場：サンメッセ香川他)	県庁職員の輸送スキル向上のための訓練
10月1日(水)	支援物資物流訓練 (会場：丸亀市広島市民センター)	県庁職員等の孤立集落等への支援物資輸送訓練
11月8日(土)	香川県総合防災訓練 (会場：消防学校、金比羅宮)	香川県と市町との合同訓練

【連絡訓練実績】 1件

開催日	訓練名	内 容
令和7年10月24日(金)	家畜伝染病防疫演習（情報伝達） (主催：香川県)	鳥インフルエンザ発生に備えた危機管理体制強化訓練

【物資輸送実績】 1件

対応日	災害名	内 容
令和8年1月20日(火)	鳥インフルエンザ (所在地：東かがわ市)	資機材輸送（2両）

【会議一覧】 1件

開催日	会議名	内 容
令和7年12月9日(火)	災害に強い物流システム構築に関する担当者連絡会	四国運輸局が主催する会議

(2) 自治体の要請に対応するため、災害物流の専門家を養成する研修会を開催した。

開催日	会議名	内 容
令和7年8月25日(月)	災害物流専門家研修 (輸送特化型)	全ト協と共催し災害物流専門家の育成を図る研修

(3) 災害に備え、水や食料等防災用品を計画的に備蓄した。

香ト協保有備蓄品 (令和7年度購入予定分まで)

品目	数量	品目	数量
保存水	1,344本	車載防災品	48式
米飯	3,355食	圧縮タオル	600枚
カロリーメイト	6,000個	ヘッドライト	20個
野菜ジュース	810本	トイレットペーパー	48個
毛布	340枚	簡易トイレ	2,500回
歯ブラシ	600本	消毒液	24本

消費期限間近の保有備蓄品を寄贈

実施日	内 容	寄贈先
令和7年12月19日(金)	食材入り飯 375個	特定非営利活動法人 フードバンク香川
	缶入りパン 360缶	
	カロリーメイト 1,200個	

2. 貨物自動車運送適正化事業

(1) 事業所への巡回指導に際しては、運輸支局との連携を図り厳正・公平を基本とし、重点指導項目を中心に徹底した指導に努め、各事業所の適正な運営を推進した。

また、運輸支局長からの要請に基づく乗務時間等告示違反事業所に対する特別な指導を実施した。

①巡回指導事業所件数 (236件)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
巡回数	20	17	16	9	17	36	32	22	13	19	16	19	236

②主な指導内容

順位	指導事項	指導件数	(否)数	(否)率 (%)
1	定期点検の実施、記録、保存	230	93	40.4
2	特定運転者に対する特別な指導	157	55	35.0
3	特定運転者に対する適性診断の受診	157	47	29.9
4	運輸安全マネジメントの実施	230	66	28.7
5	点呼の実施及びその記録、保存	232	59	25.4

(2) 適正化事業の効果的推進を図るため、適正化事業委員会及び適正化事業実施機関評議委員会を開催するとともに関係機関・団体と連携を図った。

第1回適正化事業委員会	10月31日
第2回適正化事業委員会	2月27日
適正化事業実施機関評議委員会	3月26日

(3) 全国適正化指導員研修及び各種研修会に指導員を派遣し指導員の資質向上を図った。

①全国適正化指導員研修

安全性評価事業に係る事前説明会	4月11日	2名
初級研修	4月23, 24日 10月2, 3日	3名
特別研修	11月6, 7日	1名
スキルアップ研修	3月19日	2名

②四国ブロック適正化事業指導員研修

小規模グループ研修	7月24, 25日	3名
小規模グループ研修	1月28日	5名

(4) 白トラ情報については、香川運輸支局等と連携し必要な措置を講じた。
白トラ情報連絡 1 件有り (令和 7 年 10 月逮捕)

(5) 輸送の安全確保、輸送秩序の確立及び安全性評価事業 (G マーク) について、荷主等に対する啓発活動を推進した。また、G マーク認定事業所の協力を得て、G マークのラッピングを施したトラックの走行を依頼し、業界外にも周知を図った。

①10 月 29 日に、荷主団体 (18 団体)、荷主企業 (874 社) に「貨物自動車運送事業に係る輸送の安全確保及び輸送秩序の確立について」の文書を発送した。

① G マークのデザインを施したラッピングトラックを走行させた。
合計 3 台が走行中である。

(6) 過積載防止対策強化月間 (11 月) に合わせ、関係機関と連携してドライバー等に過積載防止を呼びかける「過積載撲滅キャンペーン」に参加した。

金山トンネル東入口付近 (坂出市)	11 月 11 日
善通寺運転免許更新センター前	11 月 18 日

(7) 安全性優良事業所 (G マーク) 認定促進に向けた説明会を開催するとともに認定のための助言を積極的に行った。

①5 月 8 日に説明会を実施した。(56 名)

令和 7 年度認定数

新規	初更	2 更	3 更	4 更	5 更	6 更	合計
6	12	10	13	13	10	0	64

※令和 7 年 12 月末の認定事業所数は、281 事業所 (208 事業者)。

②平成 26 年度創設された G マークに係る香川運輸支局長表彰 (10 年継続の認定事業所) について、本年度は 8 事業所が表彰された。また、四国運輸局長表彰 (11 年以上継続の認定事業所) については 3 事業所が表彰された。

(8) 運輸安全マネジメントの普及促進を図るため、事業所に対する巡回指導を通じ積極的に指導した。

調査件数	指導件数
230 件	66 件

(9) 運行管理者試験の合格率向上を図るため事前勉強会を開催した。

開催日	講師	参加者数
令和7年7月22日(火)	ヤマト・スタッフ・サプライ(株)	48名
令和8年1月22日(木)	ヤマト・スタッフ・サプライ(株)	24名

(10) 運送事業に関する苦情通報（電話・メール）に対しては、関係機関と連携し改善要請などの必要な措置を講じた。

受付件数 31 件（危険運転 21 件 その他 10 件）

(11) 関係法令等の改正や業界が取り組むべき課題等については、広報誌等で周知するとともに説明会を開催した。

開催日	開催内容	参加者数
令和7年5月16日(金) 26日(月)	改正物流法に関する説明会	138名
5月20日(火) 21日(水)	労働問題セミナー	65名
9月16日(火)	過労死等防止対策セミナー	41名
10月14日(火)	「標準的運賃」活用セミナー	52名
10月28日(火)	改善基準告示解説セミナー	51名

(12) 行政との協議会等に参画し、その取組みに協力した。

①適正化事業推進連絡協議会香川県部会に12回参加した。

②過積載運転撲滅のため、香川県過積載防止対策協議会（10月21日）に参加するとともに、同協議会が主催する過積載運転防止キャンペーンに参加し啓発した。

③四国ブロック適正化事業推進連絡協議会（1月29日）に参加した。

(13) Gマーク認定事業者が、一般利用者や荷主に対してGマーク認定事業所であることをアピールするためのステッカーを登録車両数に応じて助成した。

助成件数
57件

(14) 国土交通省が創設した「トラック・物流Gメン」との連携を図りつつ、荷主対策に取り組んだ。

開催日	開催名	出席数
令和7年11月12日(水)	トラック・物流Gメンの街頭活動	2名

3. 交通安全対策事業

- (1) 交通事故防止を広く啓発するため、NEXCO西日本の実施する交通安全キャンペーンに参加するとともに年末に交通安全街頭キャンペーンを実施した。

実施日	開催内容	開催場所
令和7年4月11日(金)	NEXCO西日本 「春の交通安全キャンペーン」	豊浜SA
7月3日(木)	NEXCO西日本 「七夕交通安全キャンペーン」	坂出市立府中こども園
9月19日(金)	秋の全国交通安全運動出発式	県庁ピロティ
9月22日(月)	NEXCO西日本 「秋の交通安全キャンペーン」	津田の松原SA
12月11日(木)	NEXCO西日本 年末交通安全キャンペーン	豊浜SA
12月15日(月)	年末交通安全街頭キャンペーン	香川県下6ヶ所

- (2) 香川県教育委員会と連携して、県下小学校を対象に交通安全に役立つ事故防止啓発グッズを寄贈した。

寄贈品	寄贈先
こども用晴雨兼用安全傘	香川県下小学校 97校

- (3) 「総合安全プラン2025」に基づき、「飲酒運転」根絶への取組のさらなる強化、「車輪脱落事故」の防止対策の推進を図った。

実施時期	実施内容	備考
令和7年12月	啓発ポスター作製 (飲酒運転撲滅、ゆずる運動)	会員事業者配布

開催日	開催内容	参加者数
令和7年11月11日(火)	プラン2025目標達成セミナー	27名

- (4) 交通事故防止活動を効果的に推進するため、各種啓発活動を実施した。

実施期間	啓発事項	備考
令和7年3月下旬～4月末	春の交通安全黄色いカード	県内新入学児童に下敷き配布
	交通安全キャンペーンCM	KSBテレビ
4月6日(日)～15日(火)	春の交通安全キャンペーン	RNCラジオ
8月22日(金)～9月10日(水)	交通マナーアップキャンペーン	RSKテレビ
9月21日(日)～30日(火)	秋の交通安全キャンペーン	RNCラジオ
12月5日(金)	飲酒運転撲滅キャンペーン (名刺広告)	四国新聞
12月1日(月)～1月31日(土)	飲酒運転撲滅キャンペーン	FM香川
12月30日(火)～ 令和8年2月8日(日)	交通安全啓発CM 「1日3回ゆずる運送」	瀬戸内海放送

- (5) 運行の安全を確保するために必要な心構えや法令に基づいた運転に関して遵守すべき事項等、指導・監督指針に基づく乗務員講習を開催した。

一般講習 (3回開催)		ステップアップ講習 (4回開催)	
受講者数	86名	受講者数	79名

- (6) トラックドライバーの交通事故防止を啓発するため、安全運転講習会を各支部で開催した。

開催支部数	参加者数
9支部	909名

- (7) 特定の運転者(初任及び事故惹起運転者)に対する特別な指導を行い、運行の安全を確保するための知識や技能の習得を図り、運転行動の改善を促すため講習会を開催した。

初任運転者講習 (9回開催)		事故惹起者講習 (7回開催)	
受講者数	23名	受講者数	4名

(8) 交通事故を撲滅するため管理者等に向けた「事故防止セミナー」を開催した。

開催日	開催内容	参加者数
令和7年6月24日(火)	健康管理安全セミナー	33名

(9) 法令遵守・運転技能及び点検整備など運転者の技術向上を図るため、香川県トラックドライバー・コンテストを開催した。

開催日	開催場所	出場者数
令和7年6月15日(日)	高松自動車学校	6名出場 (4トン部門5名、11トン部門1名)

(10) 県民総ぐるみで参加・実践型交通安全運動として実施される「歩行者ファーストかがわ」への参加促進を図った。

募集期間	実施期間	申請チーム数
7月1日(火)～8月31日(日)	9月1日(月)～12月31日(水)	267チーム

(11) ドライバーの安全運転遂行に関する性格特性等を測定し、その結果に基づく助言と指導を事故防止に活用する適性診断の受診促進を図った。

一般	初任	適齢	合計
1,904名	1,024名	345名	3,273名

(12) ドライバーの運転経歴を把握し、乗務員教育に活用するため、運転記録証明書の取得促進を図った。

証明書交付数
6,715枚

(13) 運行管理者がその職務を遂行し、運行の安全に関して適切な措置が図れるよう運行管理者一般講習の受講促進を図った。

受講者数
867名

(14) 整備管理者がその職務を遂行し、運行の安全に関して適切な措置が図れるよう整備管理者選任後講習の受講促進を図った。

(15) 睡眠時無呼吸症候群（SAS）の早期発見と適正な治療を推進するため、SASスクリーニング検査の受診促進を図った。

受診者数
614名

(16) 健康起因事故防止対策を推進するため健康管理機器（血圧計）の導入促進を図った。

導入台数
33台

※(公社)全日本トラック協会が全額助成

(17) 交通事故防止を図るために、安全装置（後方視野確認支援装置等）ならびにドライブレコーダーの導入促進を図った。

装置名		導入数
安全装置		275基
(内訳)	後方視野装置	244基
	側方視野確認支援装置	30基
	アルコールインターロック装置	0基
	IT点呼時アルコールチェッカー	0基
	トルク・レンチ	1基
ドライブレコーダー		271基

4. 環境対策事業

(1) 児童の交通安全と省エネ・環境保全意識啓蒙のため、小学校を対象に「交通安全・省エネトラック授業」を開催した。

開催校数	参加児童数
4校	590名

- (2) 地球温暖化対策の一環として、森林保護育成を図ることで、地球温暖化の大きな要因となるCO₂の削減に寄与することを目指し「トラックの森」事業を実施した。

実施場所	綾歌郡綾川町滝宮字藤尾 2927-1
面積	0.41ha
所有者	綾川町滝宮財産区
管理者	香川西部森林組合
植樹	平成28年度～平成30年度：コナラ 805本 全ト協：コナラ 60本サクラ 3本
下草刈り	8月18日(月)

- (3) 全ト協と連携して、エコドライブの徹底に向けたアイドリングストップ支援機器の普及促進を図った。

装置名	導入数
蓄熱マット	0基
蓄冷式クーラー等	8基
エアヒータ	7基
バッテリー式冷房装置	5基
合計	20基

- (4) 環境保全活動を自主的かつ継続的に推進するため、「グリーン経営」認証に関する取得促進を図るとともに、環境認証制度「グリーン経営」、「ISO14001」等の取得促進を行った。

種別	申請件数		
		新規	更新
グリーン経営	11件	0件	11件
ISO14001	0件	0件	0件
合計	11件	0件	11件

- (5) 2050年のカーボンニュートラルに向けた国の施策を受けて、CO²を始めとする温室効果ガスの削減や燃料改善による輸送コストの抑制のため、地球環境にやさしい環境対応車及びポスト新長期適合車の導入促進を行った。

導入車両数	導入車両数		
	CNG車	HV車	ポスト車
330 両	0 両	17 両	313 両

- (6) 安定的な物流経路を確保し海陸交通ネットワークを維持し、また、環境負荷の低減効果があるモーダルシフトへの取り組みを図るため、フェリーの利用促進を行った。

利用台数
4,783 台

5. 広報・サービス改善事業

- (1) 機関紙「香川ニュー物流」を発行したほか、「情報提供」をホームページ上に掲載し、事故防止や法令改正等の情報提供を行った。
- (2) ホームページの管理を徹底し、迅速な情報提供サービスの向上を図った。
- (3) 当協会及び運送業界等への理解を深めてもらうため、また労働力確保を目的としてテレビCMや新聞広告等を利用し積極的に啓発活動を行った。

(テレビCM)

- ① 「1日3回ゆずる運動」

放送先 KSB瀬戸内海放送

放送日 令和7年8月1日～8月31日、12月20日～令和8年2月8日

(新聞広告)

- ① 「トラックドライバーにならないか？」

掲載先 四国新聞

掲載日 令和8年1月5日

- ② 「分散引越にご協力を！」

掲載先 四国新聞

掲載日 令和8年1月25日

(動画広告)

- ① 「人材確保」

掲載先 香川県運転免許センター

放送日 令和7年12月31日～令和8年12月30日

- (4) トラック運送業界に対しての理解と関心を広く一般に深めるための「トラックの日」の行事を開催した。

開催日	開催場所	来場者数
令和7年10月5日(日)	国営讃岐まんのう公園	約3,500名

6. 経営改善事業

- (1) 助成金の活用促進を図るため、香ト協が実施する助成制度の実施要領説明会を開催した。

開催日	開催場所	参加者数
令和7年6月13日(金)	四国交通共済会館	45名
6月16日(月)	香川県トラック総合会館	40名
合 計		85名

- (2) 業界内の資質の向上を図るとともに、一般消費者や荷主の皆様にも案内し、業界外に対しても業界への理解を深めてもらうためセミナーを開催した。

開催日	開催内容	参加者数
令和8年1月26日(月)	新春文化セミナー	140名

- (3) 経営者・管理者のレベルアップのため中小企業大学校が行う経営者・管理者向け講座の受講やドライバー等向け講習を行っている安全教育施設への派遣を支援した。

種別	受講者数
中小企業大学校	1名
ドライバー等安全教育	6名
合 計	7名

- (4) 次世代を担う若年労働者に対してトラック運送業界の社会的役割等についてPR活動を行い業界への採用促進を図った。

- (5) 全ト協ならびに香ト協が主催する人材育成及び経営支援対策、事故防止対策等のセミナー・会議等を開催するとともに、支部・専門部会等が開催する経営者・管理者研修会開催費用の一部を助成した。

開催日	開催内容	参加者数
11月20日(木)	引越基本講習	4(9)名
11月21日(金)	引越管理者講習	9(18)名
12月9日(火)	人材確保・労働環境改善セミナー	30名
令和8年1月28日(水)	DX活用セミナー	26名

※()内は全体参加者数

- (6) 少子高齢化が進む中、トラック運転者の確保・充実を図るため、大型・中型・準中型・けん引免許・フォークリフト資格・はい作業主任者資格の取得促進を図った。

助成内容	取得者数(※)
大型免許	50(4)名
中型免許	10(0)名
準中型免許	3(1)名
けん引免許	10(0)名
フォークリフト	57(11)名
はい作業	0(0)名
合計	130(16)名

※()内は女性数

- (7) 運転者の健康状態に起因する事故並びに労働災害を防止する観点から、定期健康診断受診促進を図った。

助成内容	受診者数
定期健康診断	4,831名
脳ドック検診	5名
合計	4,836名

- (8) 経営の安定に資するため、金融機関から融資を受ける際に信用保証協会に支払った保証料の一部を助成した。

助成内容	助成数
一般融資	12 件
セーフティネット保障	0 件
合 計	12 件

- (9) 長期低利の融資を推進し、トラック運送事業の近代化・合理化を図るため、車両購入等設備投資に係る利子補給を行った。

助成内容	助成数
一般融資	1 件
ポスト新長期規制等融資	10 件
合 計	11 件

- (10) 国土交通省が運転者不足に対応するための総合的取組の一環として創設した「働きやすい職場認定制度」を普及するため取得促進を図った。

助成内容	助成数
本社	3 件
営業所（支店）等	2 件
合 計	5 件

- (11) 労務・労働問題トラブル、法的トラブルを抱える会員事業者の相談ニーズに対応するため、相談助成を実施することにより経営改善促進と会員サービスの向上を図った。

7. 税制対策と陳情

(1) 税制改正・予算に関する要望・陳情等の活動について

令和8年度税制改正の要望については、自動車関係諸税の簡素化・軽減や高速道路料金の引下げ等、全ト協と連携した「令和8年度トラック関係施策に関する要望書」を地元選出の国会議員7名に対して積極的に要望し陳情を行った。

(陳情日 令和7年11月2日、10日、15日、22日)

税制改正・予算に関する要望・陳情等の主な内容は次のとおり

- ①自動車関係諸税の簡素化・軽減等
- ②特例措置の延長
- ③高速道路料金等の引下げ
- ④高速道路のSA・PA、道の駅における駐車スペースの整備・拡充
- ⑤燃料価格高騰への支援
- ⑥「2030年度に向けた政府の中長期計画」への対応にかかる支援
- ⑦環境対策及び省エネ対策のための補助
- ⑧交通安全対策のための補助
- ⑨特殊車両通行許可に係る諸課題の改善

8. 福利厚生事業

(1) グループ保険の維持

会員従業員における不慮の事故等の保証制度としてグループ保険(傷害保険)の維持に努めた。

9. 基金管理運営事業

(1) 近代化基金融資に係る利子補給

トラック運送事業の近代化と合理化を促進するため、運輸事業振興助成交付金をもって造成した近代化基金による近代化基金融資制度において、次のとおり推薦し、利子補給を行った。

○第48回地方近代化基金融資(推薦概要)

ア. 一般融資(利子補給率 年0.5%)

推薦金額	1件	9,680千円
------	----	---------

イ. ポスト新長期規制等融資(利子補給率 年0.5%(内1/3は全ト協助成))

推薦金額	10件	160,790千円
------	-----	-----------

10. 表彰等推薦事業

- (1) 香川県トラック協会会長表彰（令和7年6月9日）
 - A第1種 53名 運転者対象で3年以上勤続・無事故
 - A第2種 59名 " 5年以上 "
 - A第3種 48名 " 10年以上 "
 - B第1種 9名 運転者を除く従業員対象で10年以上勤務し成績優秀
 - B第2種 19名 " 20年以上 "
- (2) 四国運輸局長表彰（令和7年11月19日）
 - 事業功労 1名
 - 永年勤続 4名
 - 安全性優良事業所 3事業所
- (3) 香川運輸支局長表彰（令和7年9月10日）
 - 安全性優良事業所 8事業
- (4) 全ト協表彰「優秀運転者顕章」（令和7年12月4日）
 - 金十字章 5名 20年以上無事故無違反
 - 銀十字章 16名 10年以上無事故無違反
- (5) 全ト協表彰規程に基づく表彰（令和8年3月5日）
 - 感謝状 1名
- (6) 「正しい運転・明るい輸送運動」に係る表彰（令和8年3月5日）
 - 従業員 2名
 - 事業所 1事業所

11. 業種別専門部会業務

- (1) 業種別専門部会等（青年協議会・特別積合部会・重量部会・ダンプ部会・セメント部会・引越部会・タンクトラック部会・女性部会）の支援に努めた。

令和7年度正味財産増減計算書(総括表)

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科 目	一般会計	交付金会計	研修施設会計	内部取引消去	合 計
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
特定資産運用益	17,283	3,036,451	27,886	0	3,081,620
受取会費	62,493,210	0	0	0	62,493,210
受取補助金等	1,363,905	211,165,454	0	0	212,529,359
受取負担金	10,996,250	0	0	0	10,996,250
事業収益	0	0	18,769,597	0	18,769,597
雑収益	1,856,225	54,599	5,113	0	1,915,937
他会計からの繰入額	0	560,473	0	△ 560,473	0
経常収益合計	76,726,873	214,816,977	18,802,596	△ 560,473	309,785,973
(2) 経常費用					
事業費	24,613,474	174,185,588	20,092,727	0	218,891,789
管理費	42,830,896	0	0	0	42,830,896
中央事業出捐金	0	45,176,000	0	0	45,176,000
雑損	91,130	0	0	0	91,130
他会計への繰入額	560,473	0	0	△ 560,473	0
経常費用合計	68,095,973	219,361,588	20,092,727	△ 560,473	306,989,815
当期経常増減額	8,630,900	△ 4,544,611	△ 1,290,131	0	2,796,158
2. 経常増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益合計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
固定資産除却損	0	0	0	0	0
経常外費用合計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	8,630,900	△ 4,544,611	△ 1,290,131	0	2,796,158
一般正味財産期首残高	119,707,976	1,526,140,387	△ 119,692,360	0	1,526,156,003
一般正味財産期末残高	128,338,876	1,521,595,776	△ 120,982,491	0	1,528,952,161
II 正味財産期末残高	128,338,876	1,521,595,776	△ 120,982,491	0	1,528,952,161

貸借対照表(総括表)

令和8年3月31日現在

(単位：円)

科 目	一般会計	交付金会計	研修施設会計	内部取引消去	合 計
I 資産の部					
1. 流動資産					
現金預金	23,976,956	0	3,048,094	0	27,025,050
貯蔵品	0	0	208,106	0	208,106
立替金	0	0	0	0	0
仮払金	2,000,000	0	0	0	2,000,000
流動資産合計	25,976,956	0	3,256,200	0	29,233,156
2. 固定資産					
(1) 特定資産					
車両購入積立資産	1,261,990	0	0	0	1,261,990
研修施設整備積立資産	59,000,000	0	0	0	59,000,000
緊急対策基金積立資産	15,970,074	0	0	0	15,970,074
近代化基金積立資産	0	645,452,867	0	0	645,452,867
災害対策基金積立資産	0	57,000,000	0	0	57,000,000
修繕引当資産	0	0	74,700,000	0	74,700,000
退職給付引当資産	5,399,747	2,829,622	766,259	0	8,995,628
特定資産合計	81,631,811	705,282,489	75,466,259	0	862,380,559
(2) その他固定資産					
土地	14,011,571	396,054,543	0	0	410,066,114
建物	0	214,823,004	345,724	0	215,168,728
建物附属設備	5,662,068	1,169,727	6,855,830	0	13,687,625
構築物	1,599,020	361,625	246,004	0	2,206,649
車両運搬具	3,260,254	0	0	0	3,260,254
器具・備品	744,883	3,676,012	1,133,241	0	5,554,136
電話加入権	319,000	76,440	0	0	395,440
投資有価証券	250,000	0	0	0	250,000
減価償却振替額	1,461,227	204,934,258	0	△ 206,395,485	0
その他固定資産合計	27,308,023	821,095,609	8,580,799	△ 206,395,485	650,588,946
固定資産合計	108,939,834	1,526,378,098	84,047,058	△ 206,395,485	1,512,969,505
資産合計	134,916,790	1,526,378,098	87,303,258	△ 206,395,485	1,542,202,661
II 負債の部					
1. 流動負債					
未払金	1,650	0	868,205	0	869,855
預り金	853,867	0	1,100	0	854,967
賞与引当金	322,650	1,952,700	254,700	0	2,530,050
流動負債合計	1,178,167	1,952,700	1,124,005	0	4,254,872
2. 固定負債					
退職給付引当金	5,399,747	2,829,622	766,259	0	8,995,628
減価償却振替額	0	0	206,395,485	△ 206,395,485	0
固定負債合計	5,399,747	2,829,622	207,161,744	△ 206,395,485	8,995,628
負債合計	6,577,914	4,782,322	208,285,749	△ 206,395,485	13,250,500
III 正味財産の部					
1. 一般正味財産					
一般正味財産	128,338,876	1,521,595,776	△ 120,982,491	0	1,528,952,161
一般正味財産合計	128,338,876	1,521,595,776	△ 120,982,491	0	1,528,952,161
負債及び正味財産合計	134,916,790	1,526,378,098	87,303,258	△ 206,395,485	1,542,202,661

令和8年6月30日

香川県知事

池田 豊人 殿

法人の名称

一般社団法人香川県トラック協会

代表者の氏名 楠木 寿嗣

公益目的支出計画実施報告書等の提出について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第127条第3項の規定により、別紙のとおり 令和 7 年度（ 令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで）の公益目的支出計画実施報告書等を提出いたします。

【別紙1:法人の基本情報】

法人コード	A020335
-------	---------

1. 基本情報

フリガナ	イッパンシャダンハウジンカガワセントラックキョウカイ			
法人の名称	一般社団法人香川県トラック協会			
主たる事務所の住所及び連絡先				
住所	郵便番号	都道府県名	市区町村丁番地等	補足住所
	760-0066	香川県	高松市福岡町3丁目2番3号	
代表電話番号	087-851-6381	内線		FAX番号 087-821-4974
代表電子メールアドレス	[REDACTED]			
ホームページの有無	有			
ホームページアドレス	http://www.kagawa-truck.jp/			
代表者の氏名	楠木 寿嗣			
事業年度	4月	1日～	3月	31日
事業の概要	物流の大半を担い、国民生活・産業活動を支える貨物自動車運送事業を振興するため、輸送の安全確保、環境保全、地球温暖化対策等のため、指導、啓発、講習会の開催、支援などの事業を行っている。			

【別紙2:公益目的支出計画実施報告書】

2. 公益目的支出計画実施報告書

【令和7年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日)までの概要】

1. 公益目的財産額	1,391,071,731 円
2. 当該事業年度の公益目的収支差額(①+②-③)	240,450,561 円
①前事業年度末日の公益目的収支差額	231,893,042 円
②当該事業年度の公益目的支出の額	223,374,496 円
③当該事業年度の実施事業収入の額	214,816,977 円
3. 当該事業年度末日の公益目的財産残額	1,150,621,170 円
4. 2の欄に記載した額が計画に記載した見込み額と異なる場合、その概要及び理由※	
継続事業1及び継続事業2の事業の実施状況について、公益目的支出計画全体の実施に影響は及ぼさないと考える。	

注:詳細は、別紙様式に個別の実施事業等ごとに記載してください。

【公益目的支出計画の状況】

公益目的支出計画の 完了予定事業年度の末日	①. 計画上の完了見込み	令和109年3月31日
	②. ①より早まる見込みの場合	

	前事業年度		当該事業年度		翌事業年度
	計画	実績	計画	実績	計画
公益目的財産額	1,391,071,731 円	1,391,071,731 円	1,391,071,731 円	1,391,071,731 円	1,391,071,731 円
公益目的収支差額	147,521,544 円	231,893,042 円	159,815,006 円	240,450,561 円	172,108,468 円
公益目的支出の額	243,752,451 円	224,916,472 円	243,752,451 円	223,374,496 円	243,752,451 円
実施事業収入の額	231,458,989 円	218,619,679 円	231,458,989 円	214,816,977 円	231,458,989 円
公益目的財産残額	1,243,550,187 円	1,159,178,689 円	1,231,256,725 円	1,150,621,170 円	1,218,963,263 円

※前事業年度及び当該事業年度の計画及び実績の額、翌事業年度の計画の額を記載してください。

監 査 報 告

令和8年4月21日

一般社団法人 香川県トラック協会
会 長 楠 木 寿 嗣 殿

私たち監事は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行に関して、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、法人事業所において業務及び財産の状況並びに公益目的支出計画の実施の状況を調査いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行いました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算関係書類（貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書）並びに公益目的支出計画実施報告書について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果



- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類の監査結果

計算関係書類は、法人の財産及び損益（正味財産増減）の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

(3) 公益目的支出計画実施報告書は、法令及び定款に従い法人の公益目的支出計画の実施の状況を正しく示しているものと認めます。

以 上

監事 岩 部 達 雄 
監事 倉 山 昌 典 
監事 香 川 実 章 